官民協働による「西宮市ハローごみ」共同発行事業仕様書

- 1. 印刷物の規格、内容等
- (1)名 称 ○冊子「西宮市ハローごみ」(以下、「ハローごみ」という) ○ごみ分別収集日ビラ「ごみの資源と分け方・出し方」
- (2)発行部数 各 305,000 部※西宮市内全世帯、事業所配布および転入者用(245,000 部) +次年転入者用(60,000 部)
- (3)刷り色 ハローごみ、ごみ分別収集日ビラともに4色
- (4)規格
 - ○ハローごみ……判型 A4 版、表紙 4 ページ、本文 48 ページ程度を想定 (民間広告概ね 45%程度まで)
 - ○ごみ分別収集日ビラ …… 判型 A4 版、両面 1 枚(民間広告なし)
- (5) 製 本 ハローごみは無線綴じ
- (6) 掲載内容
 - 〇ハローごみ……ごみの分別や収集方法、リサイクル等に関する行政情報(原稿は西宮 市より提出)及び広告
 - ○案内ビラ …… ごみの資源と分け方・出し方 (原稿は西宮市より提出)
- (7)編集等の条件
 - ① 企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、共同発行事業者が行う。 フォント、色彩はユニバーサルデザインを採用するほか、企画・編集等については、市と 十分協議し、市の承認を得なければならない。
 - ② 市は、PDF データ及び手書き原稿等で行政情報の提供を行う。
 - ③ 掲載できる広告の内容の範囲については、「西宮市広告掲載要綱」及び、「西宮市広告掲載基準」を遵守する。
- (8)納品等
 - ① 納品の形態は、245,000 部については、ハローごみ1冊につき、上記ごみ分別収集日ビラと市が別に共同発行事業者に納めるリサイクル品回収案内ビラの2点をラッピング封入し、残りの60,000 部については、同チラシ2種をハローごみに挟み込むこと。
 - ② 封入セットしたハローごみは、245,000部(50部単位で梱包)を本市が指定する配布業者に、残部は環境事業部美化企画課に納品する。
 - ③ ハローごみの納品時に、その全ページ分(表紙および裏表紙その他無ページのものも含む。)を PDF 形式及び、テキスト形式、JPG 形式などに変換した電子ファイルを記録した電子記録媒体を添付する
 - ④納品は、令和7年9月末までに行う。

2. 広告

共同発行事業者の広告掲載については、「西宮市広告掲載要綱」及び「西宮市広告掲載基準」を遵守すること。広告掲載する内容の確認は市も行う。その内容がハローごみに適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更する。

広告はすべて共同発行事業者による取り扱いとし、その収入は共同発行事業者に属するが、 共同発行事業者は、あらかじめ提案した広告収入額を市に支払うものとする。

また、広告等の販売時において、広告依頼者から誓約書(別記様式5)の提出を受けること。 誓約書の提出の無い場合は、原則として、広告を掲載することはできない。

3. 編集及び発行に係る費用

市は、ハローごみの編集及び発行に係る費用を負担し、共同発行事業者に支払うものとする。

4. 電子書籍等への転用

市及び共同発行事業者は、ハローごみまたはハローごみに掲載された情報について、利用者の利便性の向上を推進するため、市または共同発行事業者に関連する WEB 環境を用いた電子書籍等へ転用することができるものとする。

5. 著作権

- ① 市が提供する行政情報等は、すべて市に帰属し共同発行事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、市の許可を得なければならないものとする。
- ② 共同発行事業者が製作する情報や広告は、共同発行事業者に帰属し、市が他の媒体への転載、引用等を行う場合は、共同発行事業者の許可を得なければならないものとする。
- ③ ①及び②の規定に関わらず、5の規定により、電子書籍等への転用については、手続を省 略することができるものとする。

6. その他

- ① 常に市と緊密な連絡体制をとること。
- ② 市は、共同発行事業者が決定した場合は、その事実を市ホームページ等で広報する。
- ③ 本事業実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取扱については、「西宮市個人情報保護 条例」を遵守し、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように 努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- ④ 本仕様書に明示のない事項は、市の指示もしくは協議のうえ決定する。

以上